

令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務

(2) 事業の目的

本業務は、「国内外の商社、卸売業者及び海外量販店等」（以下「国内外商社等」という。）との商談機会の創出や海外量販店等での高知フェア等の開催により、新たな輸出ルートを開拓し、養殖魚を中心とする高知県産水産物の輸出拡大を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日まで

2 見積限度額

10,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後、候補者と県は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。30日（県庁の閉庁日は除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている又は契約締結時まで登録が予定されている者であること。（契約締結時まで登録が行

われない場合は欠格となります。)

なお、競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書(競争入札参加資格申請書)に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、下記の指定場所に提出すること。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局総務事務センターのホームページをご覧ください。

〈高知県会計管理局総務事務センターホームページ〉

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>

〈高知県が定める申請書の提出先〉

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県会計管理局総務事務センター (TEL: 088-823-9788)

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注したプロモーション業務又はその他のイベントの企画運營業務の履行実績があること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

この公募型プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。

日時：令和8年3月6日(金) 15時30分から

会場：WEB開催

説明会への参加希望者は、「募集要領」の説明会参加申込書(別紙様式1)を、令和8年3月5日(木) 17時までに高知県水産振興部水産業振興課へ持参、電子メール又はFAXにより提出してください。(電子メール又はFAXによる場合は、別途電話により電子メール又はFAXが届いていることをご確認ください。)

参加希望者には、当方が設定するオンライン会議システムのURLをメールでお知らせします。

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月11日(水) 正午までに「募集要領」の質疑書(別紙様式2)を高知県水産振興部水産業振興課へ持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールのいずれかで受け付けます。(口頭による質疑・照会は受け付けません。) FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和8年3月12日(木) 17時までに高知県水産振興部水産業振興課のホームページに掲載します。

〈高知県水産振興部水産業振興課ホームページ〉

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040401/>

8 参加申込書及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、「募集要領」の参加申込書（別紙様式3）及び法人概要書（別紙様式4）を添えてお申し込みください。申し込みにあたって提出する書類は次表のとおりです。

〈提出書類、様式及び提出部数等〉

様式番号	提出書類の名称	提出部数
3	参加申込書	原本1部
4	法人概要書	
任意様式	過去5年以内に国又は地方公共団体から受注したプロモーション業務又はその他イベントの企画運営業務の履行実績及び契約金額が確認できるもの	1部
	県が推進する施策への取組状況が確認できるもの（例：高知県ワークライフバランス認証制度、こうち男性育休推進企業登録制度、こうちSDGs推進企業登録制度、パートナーシップ構築宣言登録制度、くるみん、えるぼし等、障害者雇用制度、ISO14001、エコアクション21等）	1部

(1) 参加申込書及び法人概要書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年3月17日（火）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県水産振興部水産業振興課（TEL：088-821-4552）

(2) 資格要件の確認

高知県水産振興部水産業振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、確認結果を令和8年3月19日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県庁の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から

起算して5日（県庁の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりです。

10 審査

別途定める「令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査委員会の開催

この公募型プロポーザル審査委員会を次のとおり行います。

日時：令和8年3月27日（金）13時から17時頃まで

会場：高知共済会館 4階浜木綿（高知県高知市本町5丁目3-20）

12 審査結果

審査結果は、令和8年4月1日（水）までに、すべての参加者にメールまたは文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

〈高知県情報公開条例〉

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

13 日程（予定）

令和8年3月5日（木）17時必着	説明会参加申込締切
令和8年3月6日（金）15時30分から	説明会
令和8年3月17日（火）17時必着	参加申込書等提出締切
令和8年3月23日（月）17時必着	企画提案書の提出締切
令和8年3月27日（金）13時から	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年4月1日（水）	審査結果通知

14 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写します（県庁内及び審査委員会での使用に限ります）。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。

なお、事業を運営するうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示する具体的な理由を「募集要領」の様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

〈高知県情報公開条例〉

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

(4) 契約者以外の企画提案内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

15 問い合わせ先

高知県水産振興部水産業振興課

担当者：田中、青野

TEL：088-821-4552

FAX：088-821-4528

E-mail：040401@ken.pref.kochi.lg.jp

16 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対し、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

17 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等において不利益な取り扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は高知県契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) プロポーザル審査において、「再委託における県内事業者の優先」を加点した場合は、原則、県外事業者への再委託は認められません。
- (5) 令和8年2月高知県議会にて、本業務に係る予算が提案どおり議決されなかった場合は事業を実施することができませんので、あらかじめご了承ください。